

自宅で人工呼吸器をご使用の皆様へ 「災害時個別支援計画」作成のご案内

港区では、ご自宅で人工呼吸器を使用されている方に対し、災害時の適切な支援体制を確保するため「災害時個別支援計画」の作成を進めています。

災害時個別支援計画とは？

人工呼吸器を使用している方にとって、地震などの災害は、常に停電のおそれに伴うため、生命の危機に直結する大きな問題です。このため、日頃から準備すべきことを決めておくことは、ご本人やご家族にとって、とても大切なことです。

蘇生バッグやバッテリーなどの医療器具や生活物資等の準備、いざというときにどのような行動をとったらよいのか、また誰に何を支援してもらえるかなどを関係者ととも考えておくことが必要です。

在宅で人工呼吸器を使用している区民の方が、安全に安心した療養生活を送れるようお手伝いいたします。

☆関係者が皆様のご自宅にお伺いして、話し合いをしながら進めていきます。

日頃、皆さまを支援している関係機関がご自宅に集まって、確認をしながら計画を立てていきます。

☆個人情報を守ります。

作成した計画書は、災害時に各々の役割を果たすことができるように、関係機関がそれぞれ保管することになりますが、個人情報保護の観点から適正に管理します。

(裏面あり)

<作成方法と手順>

ご本人及びご家族から、名簿情報の支援関係者への提供と計画作成に対する同意をいただいた場合、「申請書兼同意書」を区に提出していただきます。



区が、現在ご利用中の訪問看護ステーション等に個別支援計画作成支援を委託します。
※訪問看護ステーションのご利用がない方については、地区担当保健師がご相談しながら進めていきます。



委託を受けた訪問看護ステーション等が中心となって、ご本人やご家族とともに、関係機関（主治医・ケアマネージャー、ホームヘルパー、計画相談担当者、保健師、障害担当ケースワーカー等）と連携して計画を作成します。



完成した計画を、ご本人及びご家族にお渡しするとともに、計画作成に協力した各関係機関が同じ計画（写し）を災害時に備えて保管いたします。
なお、計画作成後は訪問看護ステーション等が訪問時に、計画に基づいた対応ができていないかの確認をさせていただきます。



原則、概ね1年に1回、計画の見直しを行います。
ご本人に関する状況の変化があった場合は随時見直しを行います。

<問い合わせ先>

港区みなと保健所 保健予防課 地域医療連携担当

住所：港区三田一丁目4番10号

電話：03-6400-0080

在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画を作成した場合、港区災害時避難行動要支援者登録名簿への登録および登録名簿に記載された情報※1を平時から支援関係者※2へ提供すること（港区災害時避難行動要支援者登録事業実施要綱第6条）への同意をお願いいたします。

※1 氏名、住所、連絡先、性別、生年月日、登録要件（人工呼吸器を使用している方）

※2 警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員、町会・自治会など